

No.25 2003年11月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第25回琵琶湖部会の内容.....P.1
- 第25回琵琶湖部会の資料より抜粋.....P.4
- これまで開催された会議等について.....P.7
- 琵琶湖部会 委員リスト.....P.8
- 配付資料リスト.....P.9
- 配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ご意見受付.....P.10

平成15年8月25日(月)、第25回琵琶湖部会が開かれました。



【大津プリンスホテルにて】

第25回琵琶湖部会の内容

委員会、他部会からの状況報告が行われたあと、「琵琶湖部会とりまとめ素案」をもとに、部会意見とりまとめに向けた議論が行われました。

第25回琵琶湖部会結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年8月25日(月) 13:30~16:30

場所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール「淡海6」

参加者数：委員11名、河川管理者16名、一般傍聴者98名

1 決定事項

- ・本日の議論をもとに、川那部部会長、江頭部会長代理、中村リーダーにて、琵琶湖部会としてのとりまとめ案を修正し、第24回委員会(9/5)にて報告する。
- ・各委員は、修正意見等があれば早めに文案を提出する。

2 審議の概要

委員会、他部会の開催状況等の報告

資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

部会意見とりまとめに向けた意見交換

資料2-3「琵琶湖部会とりまとめ素案」をもとに中村リーダーより説明が行われ、その後意見交換が行われた。主な意見は、「3 主な意見を参照」。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から意見が出され、それに関連して河川管理者より補足説明が行われた。内容については「3 主な意見」を参照。

その他

スケジュール等について話し合わせ、上記「1 決定事項」の通り決定がなされた。

3 主な意見

<部会意見とりまとめに向けた意見交換>(資料2-3「琵琶湖部会とりまとめ素案」参照)

- ・p.3の下から7行目、治水技術に関する記述における「大きな社会的チャレンジ」の意味を教えてください。ハード的な対策のみならず周辺の土地利用等も含めた総合的な取り組みを行うという理解でよいのか。(河川管理者)

治水部会の議論を待つ必要があるが、ダムに頼らない治水対策の可能性について、周辺自治体との調整を行いながら、幅広い検討をお願いしたいとの意味である。

- ・p.3の下段「多様かつ詳細な代替案の検討と提示」の中に、「多くの課題を残している」とあるが、

具体的に記述にすべき。

よい文案があればご提出いただきたい。(部会長)

- ・p.4の12行目~14行目、「更に、同じ滋賀県においても、都市・産業・環境部門における水利用安全度の指摘は、単に大規模利水事業の遂行だけでなく地域の小規模な水循環システムの構築という意味でも多様かつ詳細な代替案の検討が必要と認識している」の一説の意味をお教えいただきたい。(河川管理者)

節水や水循環の仕組みなど、小規模なものや河川管理者の権限外のことについても、周辺自治体等の関係機関との連携の中で検討し、計画に反映していかねばならないという意味である。

- ・p.4の24行目「抜本的なとり組み」とはどんなものを意味するのか。(河川管理者)
琵琶湖部会としては、従来の河川事業の延長ではなく、新しい取り組みの可能性を全体のトーンとして出していきたいと考えている。具体的な事例については、各委員から出されている意見をご参照いただきたい。

以上、河川管理者から質問があったところについては、全体の趣旨を踏まえた上で、わかりやすい表現に書き改める必要がある。(部会長)

- ・p.5の3行目b) 「冬季の高水位については、浜欠けや水質への影響とともに、魚類の産卵への影響も考慮した試験運用が求められる」とあるが、浜欠けや水質悪化が冬季の高水位とどう関係があるのか、丁寧に記述する必要がある。

- ・p.6の1行目のタイトル「河川の水位」は、「水量」とすべきである。

- ・p.6の1行目、c) 「下流の攪乱に与える影響」とあるが、ここは丁寧な説明が必要。

- ・p.6の5行目、「掘削や引き堤の促進」という部分について、わかりやすい表現を再考する必要がある。

- ・p.7の9行目に、「規模を現行計画のままとした『ダムの建設』を前提とし」との記述があるが、現在、治水上効果があることを示した段階であり、今後、代替案を含めて検討が必要であると考えている。現行計画のままのダム建設を前提としているわけではない。(河川管理者)

- ・p.8の中段c)に、「ソフト事業の推進」とあるが、具体的な例示が必要である。

補足事項があれば文案としてご提出いただきたい。(部会長)

<その他、全体に関して>

- ・環境の調査について、「河川水、伏流水、蒸発散水の量的なことについて、継続的にモニタリングしておく必要がある」との記述が欲しい。

- ・このままで整備計画の内容が住民に理解されるか疑問。住民参加や周辺自治体との連携の必要性を本当に伝えるためには、目標の設置が必要である。めざすべきものを明確にしたほうがよい。

- ・「水位についてはモニタリングが必要、ダムについては代替案の検討が必要」との旨の記述があるが、そういうことを誰が、どう評価するのかを明確にしておく必要がある。

このあたりは、琵琶湖部会だけで議論するのは難しい。環境・利用部会での議論を参考に、委員会でも議論をしていく必要がある。

- ・説明資料(第2稿)の丹生ダムに関する調査・検討項目の順番について、4)の「水需要の精査確認」が最初にあるべきではないか。

- ・将来の気候変動の捉え方について、河川管理者としては、どのような認識をお持ちなのか。

治水においては、どのくらいの降雨規模を想定して治水対策を行うかに関係してくる。利水においても、水供給の安全性が低下している等の情報を各利水事業者^{なりわい}に提供したうえで、ダムに参画するかどうかの返答を頂くことになる。(河川管理者)

< 漁業者への意見聴取に関する提案について >

- ・滋賀県漁業組合連合会から意見聴取の試行をしてほしいという希望が出ていた。直接湖に関わられて、そこで生業をされて、湖のことが非常によくわかっていらっしゃるの、近く意見聴取を行うことを検討してはどうか。

部会として行うということか、それとも有志で行う意見聴取の試行としてなのか。(部会長)
従来通り有志で行うという方式でよいと思われる。

申し出に対しては、部会として直接対応することはできないだろうが、例えば産業別に意見聴取の会をつくる等のチャンスをつくる方向で発展させていくのもやぶさかではないと思う。
有志で集まって、一度話しあってもらいたい。(部会長)

< 一般からの意見聴取と委員との質疑 >

- ・p.2の7行目「予防原則」の意味をお教えいただきたい。(一般傍聴者)

ここでいう予防原則とは、ある事業を行う際に、その事業を行うことによって、後から取り返しがつかないような致命的な悪影響を河川に与える可能性がある場合、安全性という観点から、できる限りの予防策を行っておくという意味である。

それでは、何もできないのではないかと。(一般傍聴者)

一般論として、予防原則という考え方を取り入れるということである。その事業をやる、やらない、の判断は、十分な情報を持った上で判断するという意味である。(部会長)

- ・p.5の「4月-8月に基準水位を0cm前後を目安に水位を維持し」との記述があるが、治水上、大きな問題があると思われる。(一般傍聴者)

治水のことを考慮しないという意味ではない。これまで、魚類の産卵等について考慮がなされていなかったことへの反省の意味をこめて書いている。(部会長)

- ・大阪府営水道、阪神水道企業団が丹生ダムの利水事業から撤退するということが新聞で報道された。京都府営水道についても、丹生ダムに参画しなくとも、桂川の水や天ヶ瀬ダムの再開発の分で十分まかなえると考えられる。丹生ダムについて議論を行う際は、このことについてご認識いただきたい。(一般傍聴者)

新聞記事についてだが、両利水事業者からの話では、まだ正式に撤退するとの意思決定がなされたわけではない。(河川管理者)

- ・流域委員会の提言のダムに関する記述を、委員会の意見としてしっかり意見書の中に位置付けて欲しい。(一般傍聴者)

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。

なお、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。

最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

第25回琵琶湖部会の資料より抜粋

資料2-3「琵琶湖部会とりまとめ素案」をもとに、中村リーダーより説明が行われ、その後、部会意見とりまとめに向けた議論が行われました。以下に、資料より、一部を抜粋して掲載いたします。

琵琶湖部会とりまとめ素案

1. 基本的な考え方

< 背景・方針など >

淀川水系流域委員会・琵琶湖部会(以下琵琶湖部会と呼ぶ)は、河川整備計画案が琵琶湖のかけがえの無い自然生態系に対し、最も謙虚な気持ちをもって策定されるものと理解している。

琵琶湖部会は、琵琶湖と流出入河川にかかる新たな整備計画が、従来の利水、治水に加えて「河川環境の保全と整備」を目的とするものであり、その計画が流域で生活し、生産活動を営む我々人間にとってふさわしいものであるのみならず、琵琶湖と河川の自然生態系にとってもふさわしい計画でなければならない、と強く認識している。

「河川環境の保全と整備」を新たに目的とすることは、それによって従来の利水、治水に対する考え方に根本的な変更が求められることを意味する。また、流域社会全体がその恩恵を等しく享受するわけであるから、計画を実現するためには利水、治水の考え方の変更に伴う「痛み」も流域社会全体が等しく分かち合わなければならないと認識している。

また、そういった計画の策定は、湖沼・河川と人間との関係に対する根本的な理念の転換なくして不可能であり、また、計画の実現にむけて、部会委員はもとより地域住民を含む淀川水系住民すべてが、新たな制度的・技術的など取り組みを含む大きな社会的チャレンジに臨まなければならないとの認識に立っている。

琵琶湖部会は、「提言」に基づく上記の認識が新たな河川管理計画の基本的考え方や技術的な提案に対し、様々な面で高いハードルを課していることを理解している。

また、新たな河川整備計画の一部については、「河川環境の保全と整備」を目的とする新河川法制定以前の社会的意思決定や計画策定の歴史的経緯が存在すること、及び、そういった歴史的経緯もつ重み故、当該計画にかかわる地域や自治体が上記の琵琶湖部会の認識と異なった認識をもっていることを理解している。そういった双方の認識の溝が存在することは、こういった社会的意思決定のプロセスにおいて往々にして起こりがちであり、また多くの場合不可避でもある。

琵琶湖部会は、策定される河川整備計画が、そういった地域や自治体にとっても納得できるものでなければならないと考えており、その溝を埋めるために必要な当事者間の情報共有や話し合いの機会を淀川水系流域委員会全体との連携の下でできるだけ多く作るなど、継続的な努力をしていかなければならないと認識している。

< 「説明資料(第2稿)」と「提言」に基づく「琵琶湖部会意見」との共通認識、乖離点 >

a) 考え方が共通する点

提言の主旨、および委員会での議論と説明資料の内容についておおむね共通する基本認識は、以下の通りである。

- ・琵琶湖とその集水域の自然環境が我々流域の住民にもたらす恩恵は計り知れず、その存在はかけがえの無いものである。

- ・これまでの河川整備事業を含む河川、湖岸、集水域における人為的な改変は、一方で我々住民に多大な恩恵をもたらしてきたが、他方で琵琶湖と流入河川の自然環境・生態系の著しい機能低下を引き起こしてきた。新たな河川整備計画は、今後長期にわたってこういった状況を回復していく持続的な取り組みのきっかけを与えるものでなければならない。
- ・従って、たとえ琵琶湖の湖岸域の環境や生態系を保全・回復する目的を追求する河川整備事業であっても、琵琶湖に対し長期的かつ深刻な影響を引き起こす可能性もつものに対しては、「予防原則」の適用を含む慎重な判断が必要であり、十分な調査検討を行った上で、流域社会全体として意思決定する必要がある。また、その決定に対しては将来の琵琶湖とその恩恵にあずかる我々の将来の世代に対し、我々全てが大きな責任を負うものと強く認識しなければならない。

(中略)

b) 考え方が相違する点

一方、上記の共通認識を前提としつつも、河川整備の方針や具体的事業策定の考え方、手法や手段などについていくつかの基本的な相違点が現時点で存在している。その要点は以下の通りである。

(中略)

・多様かつ詳細な代替案の検討と提示

琵琶湖部会は、第2稿が代替案の幅広い検討とその内容の深さにおいて多くの課題を残していると認識している。例えば多くの委員は、琵琶湖の水位低下に伴う湖岸環境の改善について、ダムによる水補給を唯一の実行可能な案とする現行案は、多様かつ詳細な代替案の検討なく策定されたものと受け止めており、たとえ合意形成に多くの年月を要するとしても、まずは堰の操作規則の見直しを中心とする様々な代替的な可能性をきめ細かく検討すべきであるとしている。

また、治水についても、<背景・方針など>で述べた「技術的な取り組みを含む大きな社会的チャレンジ」に本格的にとり組むべきではないかと考えている。新河川法で新たに求める「河川環境の整備と保全」を実現するためには、利水、治水に対しても従来の発想を大きく超える取り組みに対して多様かつ詳細な検討を要求しているのである。

(2以下で述べる具体的な意見を参考に、あらゆる代替的手法を、あらゆる技術的可能性の検討を含め、多様かつ詳細に検討されたい。)

・連携に対する姿勢

琵琶湖部会は、琵琶湖と流入河川をめぐる現行整備計画案(第2稿)が、以下の3点に関して「連携」への格段の努力が必要と認識している。連携をとくに必要とする第1点目は、本直轄事業とそれ以外の事業との関係である。琵琶湖と流入河川の利水・治水・環境生態系は、一方で本直轄事業に大きく影響を受け、他方で本直轄事業に大きな影響を与える。既に直轄事業関連の治水・利水・環境生態系をめぐる滋賀県河川行政部局と本直轄事業の河川管理者との連携については、その協議や調整の重要性が指摘され、徐々に連携の方向性が見え始めていると認識しているが、大量の湖水や河川水を利用する農業部門と本直轄事業との関係は滋賀県のそれだけでなく国の農林水産行政との関わりも重要である。この点は委員会が「提言」の中で特に強調しており、河川管理者の今後の対応が期待されると共に、本委員会も積極的な役割を果たすべきものと認識している。更に、同じ滋賀県においても、都市・産業・環境部門における水利用安全度の指摘は、単に大規模利水事業の遂行だけでなく地域の小規模な水循環システムの構築という意味でも多様

かつ詳細な代替案の検討が必要と認識している。

連携を特に必要とする第2点目は、本直轄事業が琵琶湖の水質環境・生態系にもたらす影響についてである。琵琶湖は、その集水域で展開する様々な産業生産・生活活動がもたらす汚濁負荷や人為水文(水量、水流、水温などの人為的制御)が総じて、長期的に引き起こすストレスの影響を受けるわけで、事業や活動を個別にとりあげて、その影響評価を行うことにはあまり意味はない。本事業についても、事業を推進する主体である河川管理者サイドが、直轄事業のみをとりあげて従来型の環境影響評価を行うだけでは著しく不十分で、「影響は軽微である」との結論には説得力がない。第3者科学者パネルを含む本格的な調査解析を、関連する既存情報の活用と本格的な実測調査を含め、複数の機関が連携した調査・検討プロセスが不可欠である。

(連携の仕組みやプロセスについては、上記の課題を含む抜本的な取り組みが必要である。)

2. 琵琶湖の主要課題に関する具体的な見解

(中略)

2.2 ダムについて

a) 提言の趣旨を充分生かしていただきたい

- ・新河川法改定前に策定されたダム建設計画を踏襲する現行案(第2稿)は、改正河川法の趣旨と、それに基づく委員会の「提言」が全体として充分反映されたものとは言えない。
- ・「提言」では、「ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外に実行可能で有効な方法が無いということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする。」としている。従って、その最終的な判断は別として、丹生ダム、大戸についても、まず建設しないことを前提とした代替案について踏み込んだ検討をお願いしたい。
- ・本来その貯水量の大半が利水目的であった丹生ダムに関しては、第2稿では、その利水の精査確認がまだの段階で、湖岸生態系の保全のために「急速な水位低下を抑制する」ことを主たる目的とする計画として提示された。しかし、その是非は別としても、同じ湖岸生態系の保全という目的を達成する多様な取り組みに関する情報が十分示されておらず、提示された計画の客観的優位性を何に対して判断すべきなのかも明確でない。
- ・今後提示される水需要の精査に基づく利水計画についても、まず、節水や水の再利用などの新しい水政策や水哲学を強く反映する代替案の可能性について踏み込んだ検討をお願いしたい。
- ・ダムの建設は、多くの場合、連綿と続いてきた当該地域の歴史の破壊を意味する。ダム計画が実施されるにしても中止されるにしても、当該地域社会が今後自立的・持続的に発展していくための、社会的、財政的支援について、これまでの法の枠を越える新たな可能性について積極的な検討とその実現に向けた取り組みを検討して頂きたい。ダム水源地域の活性化は、文化・社会・経済の全ての面を十分配慮して実施すべきである。
- ・他の所管するダム(地方自治体・企業等)についても、整備計画との関連で、必要があればそのあり方について言及して頂きたい。
- ・以上のため、提言の趣旨と第2稿との齟齬の修正、および「検討」する中身の抜本的な見直しをお願いしたい。

(後略)

これまで開催された会議等について

第25回琵琶湖部会(平成15年8月25日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)			第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第12回	H14/2/5(火)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第13回	H14/3/14(木)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第14回	H14/4/5(金)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第15回	H14/5/27(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第16回	H14/6/24(月)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第17回	H14/7/31(水)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第18回	H14/9/24(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第19回	H14/10/29(火)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第20回	H14/12/13(金)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)	第21回	H15/7/5(土)	第18回	H15/7/1(火)
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)	第22回	H15/5/19(月)		
第20回	H15/4/21(月)	第22回	H15/5/10(火)	第23回	H15/6/10(火)		
第21回	H15/5/16(金)	第23回	H15/6/10(火)	第24回	H15/7/18(金)		
第22回	H15/6/20(金)						
第23回	H15/7/12(土)						
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/11(金)
第4回	H15/4/17(木)	第4回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/14(月)	第4回	H15/4/18(金)
第5回	H15/5/29(木)					第5回	H15/5/27(火)
その他	設立会	H13/2/1(木)		シンポジウム		H14/6/23(日)	
	発足会	H13/2/1(木)		拡大委員会		H14/11/13(水)	
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)		提言説明会		H15/1/18(土)	
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)					

琵琶湖部会 委員リスト

2003.8.25現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員 (水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	環境・利用部会
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	環境・利用部会 治水部会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、 文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	住民参加部会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	治水部会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	環境・利用部会
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	環境・利用部会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	環境・利用部会
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	環境・利用部会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	環境・利用部会 利水部会
10	中村 正久	水環境 (環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	環境・利用部会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	環境・利用部会 治水部会
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	利水部会
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	住民参加部会
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	環境・利用部会
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	治水部会
16	三田村 緒佐武	環境教育 (水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	環境・利用部会 住民参加部会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員 (鳥類生態、ラムサール条約)	琵琶湖ラムサール研究会 代表	利水部会 住民参加部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

配付資料リスト

資料リスト		資料請求 No
議事次第		B25-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	B25-B
資料2-1（注）	環境・利用部会の説明資料（第2稿）に対する意見（案）	B25-C
資料2-2（注）	治水部会意見書素案（030825版）	B25-D
資料2-3	琵琶湖部会とりまとめ素案	B25-E
資料2-4	環境・利用部会、治水部会、琵琶湖部会委員からこれまでに文書で出された意見	B25-F
資料3	8月～10月の委員会、部会、運営会議の日程について	B25-G
参考資料1	委員および一般からのご意見	B25-H

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.10の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2：上記資料については、同日に開催された第6回環境・利用部会、第5回治水部会と共通資料となっています。資料2-1については環境・利用部会のみ、資料2-2については治水部会のみ使用されました。



配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページによる閲覧

配付資料及び提言は、ホームページで公開しております。



郵送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

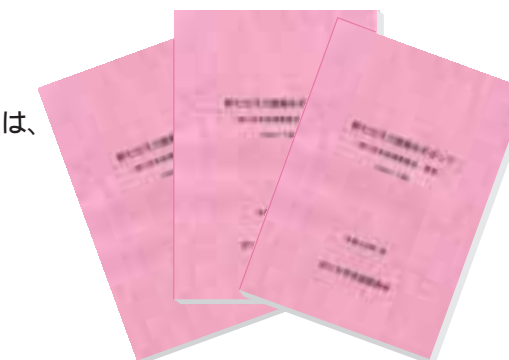
閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。



ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail k-kim@mri.co.jp

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務
(株)三菱総合研究所 関西研究センター内

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.25

2003年11月発行

【編集・発行】 淀川水系流域委員会

【連絡先】 淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2 (近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E-mail:k-kim@mri.co.jp

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川課／大阪府 土木部河川室／兵庫県 土木部河川課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。